

地域密着型サービス新規指定に係る留意事項等について

令和 8 年 7 月 1 0 日
半田市福祉部高齢介護課

1. 地域密着型サービスの新規指定に係る事前相談について

事業者が新たに地域密着型サービスの指定を受けることを希望する場合、まずは事前相談が必要です。高齢介護課 介護保険担当までお電話いただき、必要に応じてご来庁のご予約等をお願いします（TEL：0569-84-0649）。

※介護保険法第78条の2第6項に基づき、新規指定をご希望いただいても、指定をしない（できない）場合がございますのでご注意ください。

2. 地域密着型サービス新規指定のおおまかな流れ

- （1）介護サービス事業者が新規指定について、市に相談
- （2）必要書類を揃えて市に提出
- （3）申請書類を市が運営基準等に照らし合わせ審査
- （4）申請書類に不備・不足等がある場合、再提出
- （5）市による現地確認
- （6）申請書類等を参考に、地域密着型サービス部会にて新規指定に係る意見聴取
- （7）部会での意見・承認を踏まえ、市が地域密着型サービスの新規指定を行う

※（6）は、介護保険法第78条の2第7項に基づく意見聴取です。

※介護保険法第78条の2第8項に基づき、指定にあたり条件を付す場合があります。

※事業者の人員確保の状況や設備整備状況に応じて指定の流れが変わる場合があります。

3. 地域密着型サービス新規指定に要する日数（申請締切）

相談いただいた際の事業者の状況に応じて、新規指定までに要する日数は様々です。

事業者の状況とは、主に人員確保の状況や設備整備状況を言います。

各年度の地域密着型サービス部会の開催予定等も関係してくるため、新規指定までに要する日数（申請締切）を一律で提示はできませんが、少なくとも3か月～4か月は必要とお考えください。なお、新規指定希望日（営業開始希望日）があっても、ご希望に沿えない場合もございます。悪しからずご了承ください。